

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)	
地域名 (地域内農業集落名)	倭文土井 (倭文土井)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月26日 (第1回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻とたまねぎ、一部の農家で路地野菜を耕作している。また、酪農家に利用権設定したり、WCSにて家畜飼料を耕作している。地域内の農地はほとんど基盤整備が完了しているが、基盤整備からかなりの期間が経ち耕作放棄田が目立ち始めている。

地域内の農地は法面が多く草刈り作業を含めた地域資源の維持管理に労働力が必要であるが、担い手の高齢化が顕著であり、近い将来に耕作放棄田が増えることが懸念される。

農業者：48人（うち、50歳未満3人）、他地区から入作9人（うち、50歳未満1人）

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては、離農者（離農世帯）が順次増加し、地域内での農地の借り手も限られていると思われる。後継者のいない農家については早めに集約や中間管理機構の活用の方で手を打つことで耕作面積の激減緩和を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	22.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農地とする。（区域は添付の図面のとおり）

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
担い手が高齢化しており規模拡大志向の農家も少ない中、短期的には隣接する農家、長期的には拡大意思のある一部の農家へ集積の方向とする。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後には農地中間管理機構を活用するようアナウンスしていく。今後も後継者のいない耕作地が順次発生と思われるため、そのまま放棄せず、現耕作者が行動できるうちに農地中間管理機構の活用を勧める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内の大部分について基盤整備済であり、更なる大区画化の予定はない。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の農地後継者の多くが離農と想定される。また、当地域の大部分は中山間地域で経営効率が良くない地域であるため、地域内外の経営体により耕作してもらえないか取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
個人経営が多いため、農作業委託や受託は現時点では現実的ではない。今後、集約化と生産性向上を目指すためには活用が必要と思われる。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害対策として猪等の潜み場所となる耕作放棄地の草刈り徹底を集落内で周知する。
- ③農業用ドローン等スマート農機の導入を進めていく。
- ⑦耕作人口が減る中、畦畔法面の草刈りや水路掃除、ため池の管理などを集落の決め事として定期的に継続実施する。